

録音・録画装置(設置型)仕様書

岩手県警察本部刑事部刑事企画課

1 調達目的

本調達は、都道府県警察において使用する録音・録画装置(設置型)を調達するものである。

2 調達の概要

録音・録画装置(設置型)は、警察署等の取調室内においてカメラ・マイクにより映像音声を撮影し、映像音声を記録装置部にリアルタイムに送信する「撮影装置部」、当該警察署内の事務室において撮影装置部から送信された映像音声について、即時に映像にタイムコードを付した上で、映像音声をハードディスク及びディスクメディア(DVD-R/BD-R)に同時に録音・録画する「記録装置部」から構成される。このほか、記録装置部は、当該映像音声をリアルタイムにIP変換し、LAN(WAN)を通じて専用のビューワーソフトウェアをインストールしたパソコンに送信して、表示・再生させることができる機能(以下「遠隔視聴機能」という。)及び撮影装置部から送信されタイムコードを付した映像音声をモニター・スピーカーに表示・再生させる機能を有している。

受託者は、録音・録画装置(設置型)を、岩手県警察本部刑事部刑事企画課が以下に定める台数を指定する施設にそれぞれ納入し、同施設にて設置(映像音声の撮影及び記録に関する必要な調整を含む。以下同じ。)を行う。

3 調達する物品・台数等

- (1) 調達する物品は、録音・録画装置(設置型)とし、納入時において新品であることを要する。
- (2) 物品に関する一式の構成及び詳細な仕様は、別添1のとおりとする。
- (3) 設置を行う施設及び記録装置部の設置を行う取調室と事務室までの配線距離等の目安となる事項については、別添2による。
- (4) 装置の設置は受託者がその負担により行うこと。

4 納入・設置の期限

令和9年2月26日(金曜日)とする。

5 検査及び納入方法

- (1) 上記期限までに岩手県警察本部刑事部刑事企画課が指定する場所への設置を行い、当該設置場所において岩手県警察本部刑事部刑事企画課担当者(以下「県警担当者」と

いう。)が指定する職員により設置状況及び機能の確認を受けることをもって納入の完了とする。納入に当たっては、県警担当者が指定する職員に対し受領書を示しその署名押印を受けること。

- (2) 設置を開始するまでに県警担当者に対して調達物品を示し事前に機器の取扱い説明を行うとともに、機能の確認を受けること。
- (3) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等(日本語に限る。)は、1式に一部提供するものとし、当該機器の設置時に取扱い説明を行うこと。
- (4) 納入設置時に設置場所の建物施設及び機械機器類に破損、滅失等を発生させた場合には、供給者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動するまでの間に発生した一切の費用を負担すること。
- (5) 調達物品の納入で生じた梱包資材については、全て供給者の責任において処分すること。
- (6) 納入・設置に当たっては、県警担当者との間で設置場所ごとの納入・設置の計画について綿密な調整を行うとともに、1ヶ月に1度以上、適時に納入・設置の経過を県警担当者に報告すること。
- (7) 納入・設置の完了後速やかに、出荷報告書及び(1)の受領書を岩手県警察本部刑事部刑事企画課に提出すること。

6 受託者の条件

受託者は以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像音声の撮影を行う装置、ドーム型カメラ、シーリングマイク等(設置工事を含む。)、撮影された映像音声をHDD、DVD、BD等にリアルタイムに記録する装置について、相当期間(1年以上)の生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 日本国内において調達物品の機能確認を行う設備を準備でき、県警担当者の立会に応じられること。
- (3) 本装置に係る、アフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制((4)の保守拠点、(6)の一本化窓口、有資格技術者(本装置の設置(ケーブルの再敷設を含む。))・調整に必要となる各種資格を保有する者をいう)及び本装置に係るアフターサービス、修理、部品提供等に必要物品(9(3)により提供すべき代替品を含む。)の確保等)を有すること。
- (4) 使用者からの依頼後速やかに対応可能な保守拠点を有し、本装置の詳細について理解した保守要員を配置(専任であることを要しない。)すること。
- (5) 応札者又は製造者において、本仕様書に基づく作業(保守作業を含む。)を行う場合

は、ISO9001等の公的機関による認証あるいはこれと同等の品質管理体制を有している組織又は部門が担当すること。

- (6) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。
- (7) 応札に当たっては、カタログ等の物品の仕様を確認できる資料を提出すること。

7 提出資料及び提出期限

受託者は、契約締結後、下記の書類を県警担当者宛に速やかに提出し、承認を得ること。提出書類は原則としてA4版縦、横書き、日本語とする。なお、提出書類は、文書1部を提出すること(専門用語については必ず説明を付すこと。)

- (1) 納入・設置スケジュール表
- (2) 保守及びサービスの体制(6(3)の体制を具体的に記載したもの)
- (3) 機密保持体制等(本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料)
- (4) 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報

8 瑕疵担保責任等

整備後において、設計等に起因する障害等の不具合が生じた場合は、受託者の責任において無償でその対応を行うこと。また、整備後の機器やソフトウェアに脆弱性を発見した場合には、適時に県警担当者に連絡を取り合うなどその対応を行うこと(別添1に特段の記載がある場合にはそれによること。)

9 保証

- (1) 本調達における稼働保証については、受託者が最終責任を負うこと。
- (2) 納入後1年間、使用者側の故意又は過失による場合を除いて、装置に故障等が発生した場合は、受託者に責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。保証対象に係る修理については保守員による出張修理を原則とすること。
- (3) 納入装置等において、通常の使用状態の基で故障等が発生した場合には、一貫したサービス体制の下で迅速な対応を行うこと。なお、修理に伴う部品の調達を行う場合には、代替品を提供すること。
- (4) 修理、交換等によりHDDを警察施設外に持ち出す必要が生じた場合には、当該HDDのデータ消去を確実に実施し、施設管理者の承認を得ること。

10 その他

その他疑義が生じた場合には県警担当者と協議すること。

1 録音・録画装置(設置型)1式の構成

(1) 録音・録画装置(設置型)1式の構成は以下のとおりである。

録音・録画装置 (設置型) (1式)	撮影装置部(2式)
	記録装置部(4型)(1式)

(2) 撮影装置部1式の構成は以下のとおりである。

撮影装置部 (1式)	ドーム型カラーカメラ(1台)
	シーリングマイク(1台)
	作動表示ランプ(1台)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(3) 記録装置部(4型)1式の構成は、以下のとおりである。

記録装置部 (4型) (1式)	タイムレコーダー(1式)(※1)
	ハードディスクレコーダー(1台)
	ディスクメディアレコーダー(DVD-R/BD-R)(4台)(※2)
	モニター・スピーカー(1式)
	画像分割装置(1台)(※3)
	映像音声配信機(1台)
	収納ワゴン(1台)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(※1) 撮影装置部の設置式数と同数のタイムレコーダーをもって1式とする。ただし、同時に複数の映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、撮影装置部

と同数のタイムレコーダーを設置する必要がない場合は、この限りではない。

(※2) 機器1台に2つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合にあっては2台とすることができる。

(※3) 仕様書記載の機能をハードディスクレコーダーなど他の機器により達成可能な場合は設置を省略することができる。

2 撮影装置部

2-1 撮影装置部の構成及び機能

- ① 撮影装置部は、ドーム型カラーカメラ、シーリングマイク、作動表示ランプ及びその他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成され、録音・録画装置(設置型)1式ごとに岩手県警察本部刑事部刑事企画課が指定する施設に設置する。
- ② 撮影装置部は、カメラ及びマイクでとらえた取調室内の映像音声を撮影し、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有する。
- ③ 取調室外の入口付近に設置された作動表示ランプにより、カメラ及びマイクの作動状況が確実に識別できる機能を有する。

2-2 撮影装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) ドーム型カラーカメラ

① 撮影装置部1式につき1台を設置する。(コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置すること。)

② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

有効画素数 : 38万画素程度以上(アナログカメラを用いる場合にあっては水平解像度540TV本程度以上のもの)

レンズ焦点距離 : 3.1mm ~ 6.0mm程度を包含する焦点距離を有すること

画角 : カメラから被写体までの距離を2.1メートルとしたときに、DVD/B
Dに録画できる垂直幅(被写体の高さ)を2メートル程度以上確保できること

逆光補正 : ワイドダイナミック方式

給電方法 : PoE方式 又は 同軸重畳方式

ドーム部 : スモーク仕様(直径110mm以下(本体部を除く))

設置金具 : 天井埋込み型

その他 : RBSS認定その他の公的な性能認定を受けていること

③ 撮影した映像をケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する

機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニットを設置すること。

- ④ ケーブルを通じて、記録装置部から給電するよう設置すること。ただし、設置すべきケーブルが長距離(概ね100メートル以上)となる場合において、ケーブルの途中にハブ等の中継機器を設置する必要があるときは、施設管理者と協議の上、当該中継点等においても電源供給を行う構成とすることを可とする。
- ⑤ 記録装置部に送信する映像は、VGA(640×480)フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。
- ⑥ 取調中の被疑者の容貌を撮影しつつ、同時に取調官の容貌の一部も撮影できるよう設置場所を調整すること。

(2) シーリングマイク

- ① 撮影装置部1式につき1台を設置する。(コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置すること。)

- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

型式 : エレクトレット(バックエレクトレット)コンデンサー型
指向特性 : 単一指向性又は全指向性
周波数特性 : 300Hz～5kHzを包含する周波数特性を有すること
感度 : $-35\text{dB} \pm 3.5$ (0dB=1V/Pa、1kHz) (より高感度のマイクとすることを可とする)

給電方法 : プラグインパワー方式

カバーパネル : パンチングネット(スピーカーパネル)

(金属製、白色又は灰色、直径180mm以下)

- ③ とらえた音声を、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニットを設置すること。
- ④ ケーブルを通じて、記録装置部(ドーム型カラーカメラを経由することを可とする。)から給電するよう設置すること。
- ⑤ 天井面にはカバーパネルのみを露出し、マイクユニットは天井内に設置すること。
- ⑥ マイクの指向方向又はマイクの設置位置を調整し、施設管理者が指定する位置に向けて指向させること。

(3) 作動表示ランプ

- ① 撮影装置部1式につき1台を設置する。
- ② 取調室外の入口付近の施設管理者が指定する場所に設置し、取調室のカメラ及びマイ

クの録音・録画のON/OFF(記録装置部における録音・録画の開始・停止)の状態がランプ点灯により確実に識別できること。

2-3 撮影装置部に関するその他の事項

- ① 撮影装置部を構成する各機器間の接続は受託者が行うこと。
- ② 撮影装置部が映像音声を送信するケーブルの敷設は受託者が行うこと。
- ③ ケーブルは天井内を配線することを原則とするが、施設の構造等の理由によりこれ(天井内配線)によりがたい場合には、施設管理者と協議の上、床下配線、モール配線等の代替の方法による敷設を行うこと。ただし、この場合においても、取調室外の配線のみをモール配線とするなど、取調室内においてケーブル、モール等の露出がないよう配慮すること。
- ④ 記録装置部に送信される映像音声の品質は、カメラ及びマイクが記録する映像音声の品質から著しく劣化することのないよう設置・配線に配慮すること。

3 記録装置部

3-1 記録装置部の構成及び機能

- ① 記録装置部は、タイムレコーダー、ハードディスクレコーダー、ディスクメディアレコーダー(DVD-R/BD-R)、モニター・スピーカー、映像音声配信機、収納ワゴン、その他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成される。

設置される機器は、1つの機器が複数の機能を備えたものを設置し、または同一の機能を有する機器を複数設置することも可とするが、その場合にあっても以下の性能及び機能を全て満たすものとしなければならない。

- ② 撮影装置部を合計最大4式まで設置することにより同時に4台のカメラ・マイクの映像音声を録音・録画(ハードディスク及びディスクメディア(DVD-R/BD-R)への同時記録)することが可能な記録装置部(4型)を、岩手県警察本部刑事部刑事企画課が指定する施設に設置する。(別添2参照)
- ③ 記録装置部は、撮影装置部から送信された映像音声をタイムレコーダーがリアルタイムに受信し、タイムレコーダーにおいて当該映像に時刻表示を付した上で、ハードディスクレコーダー及びディスクメディアレコーダー(DVD-R/BD-R)にリアルタイムに送信する。(この際、時刻表示が付されていない映像を録音・録画する機器を備えてはならない。)

タイムレコーダーから送信された映像音声(時刻表示が付されたもの)は、リアルタイムかつダイレクトにハードディスク及びディスクメディア(DVD-R/BD-R)に同時に録音・録画される。

- ④ 記録装置部は、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により、1つの取調室から送信

された映像音声について、複数のハードディスク及び複数(最大4枚まで)のディスクメディア(DVD-R/BD-R)への録音・録画を同時に、かつ、リアルタイム・ダイレクトに行う機能を有していなければならない。

- ⑤ 記録装置部は、最大4室までの異なる取調室に設置したカメラ・マイクの映像音声を同時に、かつ、リアルタイム・ダイレクトに複数のハードディスク及び1以上のディスクメディア(DVD-R/BD-R)に同時に録音・録画する機能(1枚のディスクメディア(DVD-R/BD-R)への録音・録画は、1の取調室の映像音声に限るものとする。)を有していなければならない。
- ⑥ 記録装置部のモニター・スピーカーでは、リアルタイムに撮影装置部から送信された映像音声をそれぞれ表示・再生することができ、画像分割機能により、最大4映像について、選択による単画面又は4分割の表示ができるものでなければならない。
- ⑦ 録画準備完了状態のまま、録画開始しない場合に、アラーム鳴動等の不実施を防止する機能を有する。
- ⑧ 記録装置部は、取調室に設置したカメラ・マイクの映像音声をリアルタイムにIP変換し、専用のビューワーソフトでLANを利用して遠隔から表示する機能を有していなければならない。

3-2 記録装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) タイムレコーダー(映像改竄防止装置)

- ① 記録装置部1式につきタイムレコーダー1式を設置する。
- ② タイムレコーダー1式は、撮影装置部の設置式数と同数のタイムレコーダーから構成される。ただし、同時に複数の映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、撮影装置部と同数のタイムレコーダーを設置する必要がない場合には、必要台数をもって1式とすることができる。
- ③ 入力された映像の画面上に時刻表示(年、月、日、時、分、秒)を付して(スーパーインポーズして)、時刻表示を付した映像の出力ができること。
- ④ 出力映像については、表示された時刻の背面の映像が保存されない方式を用いることにより、時刻表示の削除編集を容易に行うことのできないものとする。
- ⑤ 時刻表示は、映像画面に同化しないように白抜き文字(縁の色は黒又はグレー)とすること。時刻表示の位置については、画面を縦4段・横5列の20マスに分割したときに上から3段目・左から2～4列目のいずれかのマスに当たる3つの位置のいずれかであって、設置する撮影装置部ごとに施設管理者が指定する位置を中心として表示させることができるものであること。時刻表示のサイズについては岩手県警察本部刑事部刑事企画課担当者が別

途指定するものとする。 (時刻表示については別紙1参照)

(2) ハードディスクレコーダー

- ① 記録装置部1式につき1台を設置する。(仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。)
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。
 - 映像記録圧縮方法 : H.264、Motion-JPEG、MPEG2 又は MPEG4 のいずれか
 - 映像記録解像度 : VGA(640×480)フレームレート30fps
 - HDD台数 : 2台以上(ただし記録装置部を構成する他の機器に500GB以上の容量のHDDを有する機器を設置する場合は1台以上)
 - 内蔵HDD容量 : 500GB以上
 - 映像入力 : 4回路(チャンネル)以上
 - 音声入力 : 4回路(チャンネル)以上
- ③ 4(記録装置部4型の場合。記録装置部(2型)の場合にあつては2とする。)までの記録装置部からの映像音声を同時に2台以上のHDDに記録することができること(2台のHDDへの記録はRAID1(ミラーリング)によることを可とする。)。ただし、記録装置部を構成する他の機器において500GB以上の容量のハードディスクを設置し、同時に映像音声を当該HDDに記録することができる構成とする場合にあつては、ハードディスクレコーダー上の1台以上のHDD及び当該他の機器に設置された1台以上のHDDの合計2台以上への同時記録を行うことでこれに代えることができる。
- ④ ③のHDDへの記録は、(3)④のディスクメディアレコーダーへの記録と同時に行うことができること。
- ⑤ 1以上のHDDは、(3)のディスクメディアレコーダーとは別個の機器として構成され、ディスクメディアレコーダーが電源供給トラブルやディスクメディアの容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合にも1以上のHDDへの映像音声の録音録画を行うことができること。
- ⑥ 映像音声の記録中においても、HDDに記録されている映像音声の中から選択した映像音声を再生することが可能であること。
- ⑦ ハードディスクレコーダーが外部に露出したUSBポートを備えている場合には、当該USBポートの機能をパスワードやBIOS設定によりロックすることができること。ただし、すべてのUSBポートを物理的に閉鎖し施錠することが可能な機器を提供する場合にはこれに代えることができる。

(3) ディスクメディアレコーダー(DVD-R/BD-R)

① 設置台数は、記録装置部1式につき4台を設置する。ただし機器1台に2つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合にあっては、記録装置部1式につき2台とすることもできる。(仕様書記載の機能を達成するためにセレクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。)

② 各機器(各ディスクドライブ)が満たすべき性能は次のとおりである。

録画可能ディスク : BD-R、BD-RE、DVD-R、DVD-RW のいずれにも対応していること

映像圧縮方式 : MPEG-2、MPEG-4、H.264 又は Motion-JPEG のいずれか

音声圧縮方式 : ドルビーデジタル、リニアPCM 又は MPEG-1 Layer2 のいずれか

録画方式 : BD BD-AV 又は BD-MV のいずれか
DVD DVD-VIDEO 又は DVD-VR のいずれか
ただしBDとDVDのいずれにも対応していること

録画時間 : 標準モード
DVD画質でDVD-R(4.7GB)に2時間、BD-R(25GB)に10時間以上の録音・録画が可能であること

長時間モード
DVD画質でDVD-R(4.7GB)に4時間以上の録音・録画が可能であること

③ 複数の取調室(最大4室)に撮影装置部を設置した場合に、それぞれのディスクメディアドライブが録音録画を行う映像音声を、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により選択することができること(各撮影装置部と各ディスクメディアドライブとの対応が固定されておらず、任意に対応を設定できること。)

④ 4(記録装置部4型の場合。記録装置部(2型)の場合にあっては2とする。)までの記録装置部からの映像音声を同時に、別々のディスクメディアに記録する(1の映像音声ごとに1のディスクメディアに記録する)ことができること。

⑤ ④のディスクメディアへの記録は、(2)③のHDDへの記録と同時に行うことができること。

⑥ 1の取調室からの映像音声を、複数(最大4台まで)のディスクメディアドライブで同時に録音・録画を行うことができる機能を有していること。

⑦ (2)のハードディスクレコーダーの1以上のHDDとは別個の機器として構成され、当該HD Dが電源供給トラブルや容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合に

もディスクメディアへの映像音声の録音録画を行うことができること。

- ⑧ BD (BD-AV 及びBD-MVのいずれにも対応していること) 及びDVD (DVD-VIDEO、DVD-VR 及び AVCRECのいずれにも対応していること) のいずれのディスクについても再生が可能であること。ただし(2)のハードディスクレコーダーにディスクメディアドライブを備え、当該ドライブにおいて上記の形式のBD及びDVDの再生を行うことができる場合にはこれに代えることができる。
- ⑨ (2)のハードディスクレコーダーに内蔵されたHDDに記録された1つの映像音声を、当該ハードディスクレコーダーが最大4の映像音声を記録すると同時に、高速ダビングできること。ただし、ディスクメディアレコーダーに内蔵されたHDDにおいても撮影装置部から送信された映像音声を同時記録することができるシステム構成とし、当該HDDに記録された映像音声をディスクメディアに高速ダビングできる機能を有する場合にはこれに代えることができる。
- ⑩ 記録されたBD/DVDディスクからBD/DVDディスクに高速ダビングが可能であること。

(4) モニター・スピーカー及び画像分割装置

- ① 設置台数は記録装置部1式につきモニター・スピーカー1式及び画像分割装置1台とする。
- ② モニター・スピーカー1式は、モニター1台及びスピーカー1式から構成される。ただし、スピーカー1式を内蔵したモニター1台とすることを可とする。
- ③ 画像分割装置については、仕様書記載の機能を(2)のハードディスクレコーダーなど他の機器により達成可能な場合は設置を省略することができる。
- ④ 仕様書記載の機能を達成するためにセレクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。
- ⑤ 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。
 - ・ 液晶モニタ機能
 - 液晶パネル : アクティブマトリックスTFT、LEDバックライト
 - 画面サイズ : 17インチ以上
 - 視野角 : 水平150° 以上
 - サイズ : 収納ワゴンの幅を超過しないこと
 - ・ スピーカー機能 0.5w × 0.5w 以上
 - ・ 画像分割表示機能 単画面表示、4分割表示
- ⑥ 画像分割装置は、複数(最大4)取調室のカメラ・マイクの映像音声を入力し、それぞれ

の映像について、接続したモニター・スピーカーに対して、単画面表示、4分割画面表示を選択して表示させることが可能であり、いずれかの音声を選択して再生可能であること。

- ⑦ モニター・スピーカーは、設置された(2)のハードディスクレコーダー及び(3)のディスクメディアレコーダー(DVD-R/BD-R)のそれぞれと接続されており、これらにおいて録音録画している映像音声をそれぞれ選択してリアルタイムに表示することができること。また、これらが再生する映像音声をそれぞれ選択して表示することができること。
- ⑧ モニターがタッチパネル式の場合、4分割画面表示の状態では、録音録画の開始・停止の操作が行えないこと。
- ⑧ (2)のハードディスクレコーダー及び(3)のディスクメディアレコーダー(DVD-R/BD-R)の機能設定画面をそれぞれ選択して表示できること。

(5) 映像音声配信機(専用ビューワーソフトの提供を含む。)

- ① 取調室に設置したカメラ・マイクの映像音声をリアルタイムにIP変換し、LANを通じて専用のビューワーソフトウェアをインストールした遠隔地のパソコンに表示・再生させることができる機能を有すること。
- ② 設置台数は、記録装置部1式につき1台とする。
- ③ 接続を行うためのLAN(WAN)の構築、LANネットワーククライアント端末、接続ログを印刷するためのプリンタは使用者において準備するが、専用のビューワーソフトウェアは記録装置部1式につき3ライセンス以上を 受託者が無償で提供することとし、記録装置部1式ごとに2枚のDVD(CD-R)を提供すること。また、専用ビューワーソフトウェアの脆弱性対策等 が必要となる場合には、本機器納入後7年以上にわたり、適時に岩手県警察本部刑事部刑事企画課に対して更新ファームウェア(5枚以上のDVD(CD-R))を無償で提供すること。
- ④ 各機器(専用ビューワーソフトウェアを含む)が満たすべき性能は次のとおりである。

映像音声配信機

- ネットワーク : 100Base-TX/10Base-T
- 映像音声配信方法 : ストリーミング方式
- 映像圧縮方式 : MPEG-2、MPEG-4、H.264 又は Motion-JPEG のいずれか
- 音声圧縮方式 : AAC-LC、 μ -LAW、G.726 又は PCM のいずれか
- アクセス認証方式 : パスワード認証(英数字8文字以上)(管理者アカウント・標準アカウントの別を設けられること)
- その他 : 配信対象の映像を記録保存するためのHDDその他の記録媒

体を有しないこと

専用ビューワーソフトウェア

以下の動作環境で使用可能であること

動作OS : 日本語版 windows 10(32bit/64bit)/ 11(32bit/64bit)ただしいずれもprofessional版に限る

その他 : 岩手県警察が導入しているセキュリティシステムで安定動作すること
(安定動作するための必要な調整に当たっては、例えば受託者において動作状況の確認方法を具体的に明示した上で岩手県警察にテスト用アプリケーションを配布し、それを受けた岩手県警察本部の担当者がそれぞれの端末において必要な動作状況の確認を行い受託者に返送する等の協力を行うことを想定している。)
インストールするパソコン上で、管理者権限を有さず、標準ユーザー権限を設定した環境上で安定動作すること
ウイルス対策ソフトをインストールした環境で安定稼働すること

- ⑤ 撮影装置部からの映像音声をリアルタイムにIP変換しストリーミング配信できること。
- ⑥ 専用ビューワーソフトウェアを導入したネットワーククライアントからLAN(WAN)を介して映像音声を視聴することができること。
- ⑦ 記録装置部内のHDD又は記録装置部に接続されたディスクメディア上の映像音声データを配信できない機器の接続構成とし、又はそのような設定とできること。
- ⑧ LAN(WAN)を利用した接続は、専用ビューワーソフトを使用した場合にのみ接続が可能であること。また、専用ビューワーソフトはLAN(WAN)上にある特定の映像音声配信機の映像音声のみを視聴可能な設定を行う機能(標準ユーザー権限から変更できない設定とできること。)を有していること。
- ⑨ 管理者アカウント及び一般アカウントの別を設けたパスワード認証により、LAN(WAN)を介した接続を制限することができること。
- ⑩ 管理者アカウントから、当該管理者アカウントのパスワード設定・変更を行うほか、随時に一般アカウント用パスワードの設定・変更が可能であること。
- ⑪ 管理者アカウントから、随時に映像音声の配信開始・停止の設定ができ、一般アカウントからは当該設定の変更ができないこと。また、映像音声配信機本体においても当該設定の変更ができない設定とできること(パスワードロックを行う機能を有している場合を含む。)
- ⑫ 映像音声配信機において、視聴を行った映像音声に係るログ(接続者IPアドレス、接続日時、視聴した取調室の番号等)を保管し、管理者アカウントからアクセスする端末において保存・印字する機能を有していること(管理者アカウントからアクセスするためのネットワーク

クライアント端末及びプリンタは使用者が準備する。)。ただし、視聴を行ったネットワーククライアント端末において専用ビューワーソフトウェアによりログ(接続先IPアドレス、接続日時、視聴した取調室の番号等)の保管及び印字の機能を有しており、当該ログをパソコン上の標準ユーザー権限からは削除・改変できないものとするができる場合には、これに代えることができる。

- ⑬ 送信する映像音声のビットレートを192kbps程度(映像128kbps+音声64kbps)以下に縮減(画質・音質の低減及びフレームレートの引き下げによるビットレートの縮減)することが可能であること。
- ⑭ 管理者アカウントを用いてLAN(WAN)を介して接続する場合に限り、映像音声配信機から送信する映像音声のビットレートの上限を設定できる設定が可能であること(一般ユーザーアカウントからの接続では変更できないこと。)。また、映像音声配信機本体においても当該設定の変更ができない設定が可能であること(パスワードを用いたロックを行う機能を有している場合を含む。)
- ⑮ 映像音声配信機が外部に露出したUSBポートを備えている場合には、当該USBポートの機能をパスワードやBIOS設定によりロックすることができること。ただし、すべてのUSBポートを物理的に閉鎖し施錠することが可能な機器を提供する場合にはこれに代えることができる。
- ⑯ 映像音声配信機は記録装置部において撮影した映像音声を録音録画するHDDやディスクメディアドライブと同一の機器としてはならない。また、映像音声配信機と記録装置部を構成するその他の機器との接続は、アナログ配線又は映像音声配信機に向かう方向のみのデータ送信が可能な配線(双方向通信が物理的にできない配線)とすること。
- ⑰ 映像音声配信機の制御にwindows、Linux等の汎用OSを用いる場合には、ハードウェア及びソフトウェアが一体となった組み込み型OSによる専用機器を用いること。
- ⑱ 受託者は映像音声配信機とLANハブとを接続するためのLANケーブル(10Base-TX/10Base-T)1本(10メートル程度、被覆の色は別途指定)を併せて提供し、映像音声配信機から設置場所近傍のLANハブの空きポートまでの配線(必要に応じモールによるケーブルの保護を行うこと。)を行うこと。

(6) 収納ワゴン(セキュリティワイヤを含む。)

- ① 収納ワゴンは、記録装置部1式につき1台とする。
- ② セキュリティワイヤ(南京錠等の必要な施錠器具を含む)は、収納ワゴン1台につき1本以上とする。
- ③ 収納ワゴンの材質はスチール製(他の素材を用いる場合には、当該収納ワゴンがスチー

ル製のものと同程度の堅牢性・耐久性を備えたものであることを示す書類を事前に岩手県警察本部刑事部刑事企画課に提出し、了承を得ること)とし、施錠設備のある扉付きのもので、耐震等に配慮されたものとする。収納ワゴンの塗色は黒又はグレーとすること(他の塗色とする場合には事前に岩手県警察本部刑事部刑事企画課の了承を得ること)。また、扉の全部又は一部を透明のパネルとする等により、閉めた状態で収納された機器の作動状況を確認できるものとする。

- ④ 収納ワゴンのサイズは、ワゴンの幅は60cm以下、奥行きは50cm以下、高さは100～120cm程度とすること。
- ⑤ モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器(タイムレコーダーについては4台)を収納可能であり、モニター・スピーカーをワゴンの天板の上に設置できること。ただし、同時に4映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、4台までのカメラの映像へのタイムレコードの付与を当該1台のタイムレコーダーにより行う場合には1台を収納可能であれば足りる。
- ⑥ 機器の放熱効率及び耐震性(転倒・落下防止)に配慮した機器設置を行うこと。
- ⑦ モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器について、マウント金具等を用いてワゴンとの固定設置を行うこと。固定設置を行うねじは、トルクス(ヘクスローブ)ねじ(いじりどめ付き)を用いること。
- ⑧ セキュリティワイヤについては、3m以上のものとし、記録装置部の全ての機器のうちハードディスクレコーダー、ディスクメディアレコーダー、映像音声配信機及びこれらの機能を有する機器と収納ワゴン近傍の事務用具(机、書籍棚等)とをつなぐように取り付け可能なものとする。 (セキュリティワイヤの取り付けイメージについては別紙2を参照のこと)

4 録音・録画装置(設置型)に関するその他の事項

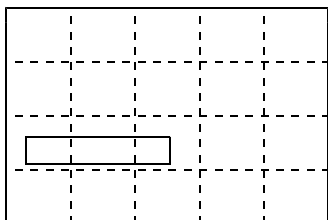
- (1) 各機器を接続するために必要な配線部材は受託者の負担とする。
- (2) 撮影装置部の事後的な増設(記録装置部が4型の場合最大4式、記録装置部(2型)の場合最大2式)に必要な技術情報(撮影装置部が備えるべき性能等の要件、記録装置部に送信される信号・データの方式・接続方式等)を書面で岩手県警察本部刑事部刑事企画課に提出すること。提出書類は原則としてA4版縦、横書き、日本語とする。
- (3) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、使用者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行すること。
- (4) 機器の電源がOFFの状態から、概ね5分以内で録音・録画の開始が可能であること。
- (5) 録音・録画の開始(録音録画を行う取調室の選択を含む)及び終了、ダビング等を使用者が容易に実施することができるような構成に配慮すること。

(6) 記録装置部を構成する各機器間の接続は受託者が行うこと。

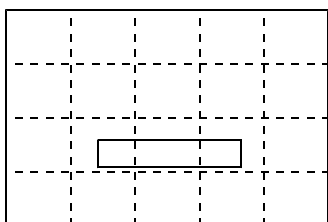
時刻表示のイメージ

表示位置について

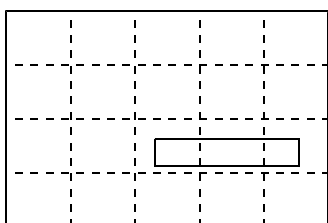
- ① 上から3段目・左から2列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から3列目のマスを中心とした表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から4列目のマスを中心とした表示を行う場合

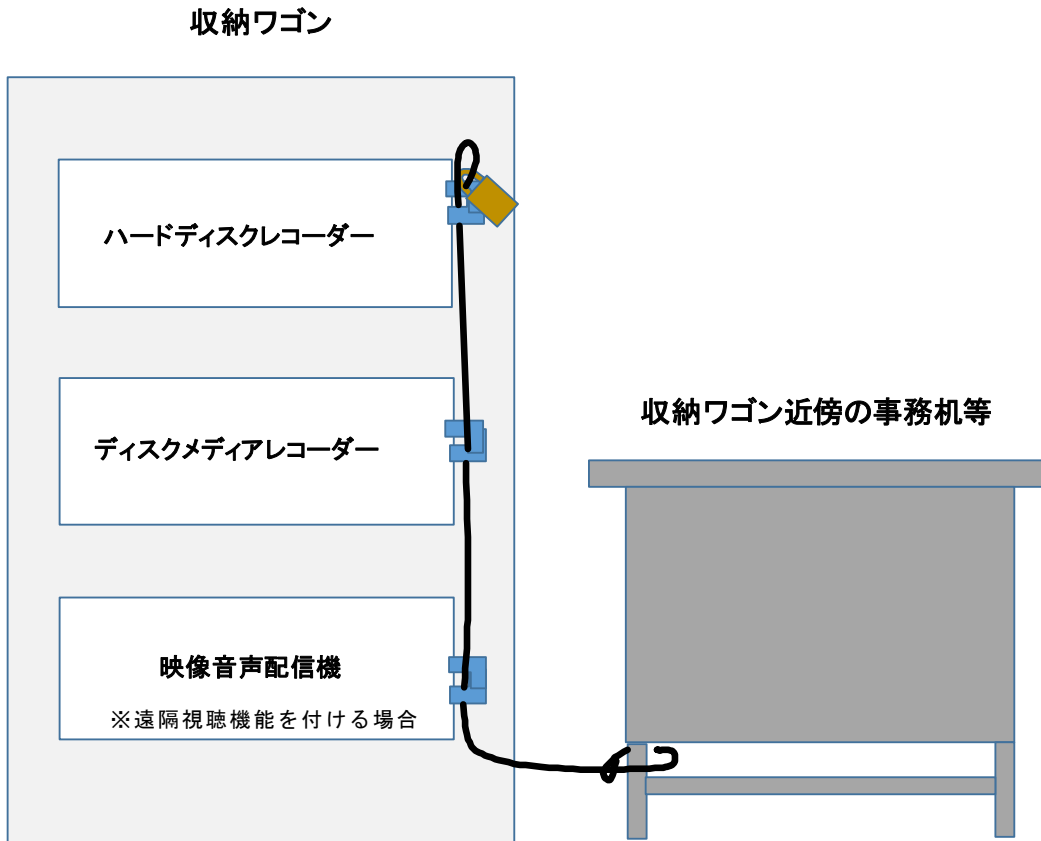


時刻表示のイメージ

(平成27年11月30日 午後1時23分45秒の時点の表示)

2015/11/30 13:23.45

セキュリティワイヤ取り付けのイメージ



録音・録画装置(設置型)設置施設等

名 称	住 所	配線距離	記録装置と取調室の階の異同
奥州警察署	岩手県奥州市水沢区真城字 北塩伽羅37番地3	約30メートル	同一階
一関警察署	岩手県一関市山目字三反田 30番地	約35メートル	同一階